厚生省告示第二百八十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三十六条の規定により、健康保険組合の名称を昭和三十八年五月一日から次のとおり変更することに係る規約の変更を認可した。

昭和三十八年六月二十六日

厚生大臣　西村　英一

変更前　浦賀船渠健康保険組合
変更後　浦賀重工業健康保険組合

厚生省告示第二百八十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三十六条の規定により、中国電気工事健康保険組合の従たる事務所の所在地を昭和三十八年一月十九日から次のとおり変更することに係る規約の変更を認可した。

昭和三十八年六月二十六日

厚生大臣　西村　英一

変更前　山口県山口市大字荒高三十五番地の二
変更後　山口県山口市大字上宇野令字清水二千八百四十一番地の三

厚生省告示第二百九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三十六条の規定により、毎放健康保険組合の従たる事務所の所在地を昭和三十八年二月一日から次のとおり変更することに係る規約の変更を認可した。

昭和三十八年六月二十六日

厚生大臣　西村　英一

変更前　福岡県福岡市新開町二丁目二十一番地
変更後　福岡県福岡市渡辺通り四丁目一街区十号

厚生省告示第二百九十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三十六条の規定により、久保田鉄工健康保険組合の従たる事務所の所在地を昭和三十八年二月十五日から次のとおり変更することに係る規約の変更を認可した。

昭和三十八年六月二十六日

厚生大臣　西村　英一

変更前　東京都墨田区寺島町三丁目六十九番地
変更後　東京都中央区日本橋江戸橋三丁目六番地

農林省告示第八百五十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十一条の規定に基づき、輸出植物検疫規程(昭和二十五年八月四日農林省告示第二百三十一号)の一部を次のように改正し、昭和三十八年七月一日から施行する。

昭和三十八年六月二十六日

農林大臣　重政　誠之

第一条第三号を削り、同条第四号中「ゆり、チューリップ及びみかん」を「ゆり及びチューリップ」に改め、同号を同条第三号とする。

第四条第一項中「(みかんを除く。)」を削る。

第八条中「規則第二十五条第四項」を「規則第二十五条第三項」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、規則第三十条第二項ただし書の規定により合格証票の交付が省略された場合は、この限りでない。

第八条に次の一項を加える。

2　前項の証明書又は証票の内容と当該植物が相違していると認めるときは、その検査を中止することがある。

農林省告示第八百五十一号

農業機械化促進法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十三号)附則第七条の規定により、株式会社大前製作所から検査に合格した農機具の名称について次のとおり変更の届出があつたので公示する。

昭和三十八年六月二十六日

農林大臣　重政　誠之

告示年月日	告示番号	農機具の種類	検査合格証票番号	検査合格証票を附することのできる期間
昭和三十七年六月二十一日	農林省告示第七四二号	動力散粉機	八三九	昭和四十年六月二十日まで

農機具の名称

変更前　大前式SD3型
変更後　大前式SD4型

ただし、日産化学工業株式会社化学機械事業部を経由して販売するものについては、日産ミストダスターMD—1型、株式会社吉井製作所を経由して販売するものについては、吉井式YC101型サンファー号と称する。

通商産業省告示第二百四十六号

輸出向けシガレットライター調整規則(昭和三十五年通商産業省令第百三十五号)第三条の規定に基づき、昭和三十八年七月から九月までの調整期間に係る総調整数量を次のとおり定める。

昭和三十八年六月二十六日

通商産業大臣　福田　一

四十万ダース

通商産業省告示第二百四十七号

割賦販売法第二十六条第一項の規定により登録割賦販売業者の登録を消除したので、同条第二項において準用する第二十四条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年六月二十六日

通商産業大臣　福田　一

一　登録割賦販売業者の名称　アート編機株式会社
二　登録割賦販売業者の本店の所在地　東京都台東区北稲荷町四六番地
三　登録番号　第十一号
四　登録消除年月日　昭和三十八年六月十一日
五　登録消除の理由　吸収合併により解散したため

郵政省告示第三百八十六号

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十三条第八項の規定に基づき、次の郵便局の国内欧文電報受付・配達事務および国際電報受付・配達事務を廃止した。

なお、廃止した事務は、それぞれ次の電報局または電報電話局に引き継いだ。

昭和三十八年六月二十六日

郵政大臣　小沢久太郎

名称	位置	廃止年月日	引継局
瀬戸田郵便局	広島県豊田郡瀬戸田町瀬戸田	昭和三十八年三月一日	尾道電報局
稲郵便局	広島県福山市稲町稲	同	福山電報局
和気郵便局	岡山県和気郡和気町和気	同	岡山電報局
宇野郵便局	岡山県玉野市築港	同	玉野電報局
玉野三井造船所内郵便局	岡山県玉野市玉	同	同
天城郵便局	岡山県倉敷市天城	同	倉敷電報電話局
青谷郵便局	鳥取県気高郡青谷町青谷	同	鳥取電報電話局
忠海郵便局	広島市竹原市忠海町浜町	昭和三十八年四月一日	竹原電報電話局
中庄郵便局	広島県因島市中庄町	同	因島電報電話局
重井郵便局	広島県因島市重井町	同	同
吉舎郵便局	広島県双三郡吉舎町吉舎	同	三次電報電話局

海上保安庁告示第百三十五号

航路標識の位置の変更について、航路標識法第六条の規定により、次のように告示する。

昭和三十八年六月二十六日

海上保安庁長官　辻　章男

名称　八戸港第一号燈浮標
位置
所在地　青森県八戸港内(八戸港北防波堤燈台の西南西方約一・八キロメートル)
北緯　四〇—三一—四七
東経　一四一—三二—〇一
変更した事項
位置　正規位置に復旧
変更年月日　昭和三十八年六月二十三日
記事　一時位置を変更していたもの

名称　八戸港第二号燈浮標
位置
所在地　青森県八戸港内(新井田川河口防波堤外端付近)
北緯　四〇—三一—五三
東経　一四一—三二—〇三
変更した事項
位置　正規位置に復旧
変更年月日　昭和三十八年六月二十三日
記事　一時位置を変更していたもの